

りょう よう じょ ハンセン病療養所の

にゅう しょ しゃ しゃ かい ふつ き しゃ 入所者・社会復帰者の家族の人権について考える

たい せつ

しん だん

りょう よう じょ

じん けん

のち のこ

にゅう しょ しゃ しゃ かい ふつ き しゃ

大切な家族がハンセン病と診断され、療養所に収容された後、残された入所者・社会復帰者の家族はどんな人生を送ったのだろう？

かく り せい さく
国によるハンセン病患者の隔離政策によって、ハン
セん病は恐ろしいというイメージが助長され、ハン
セン病療養所入所者・社会復帰者の家族もまた、社
会からいわれのない偏見や差別の対象となり國
の隔離政策でバラバラにさせられてしまいました。
入所者・社会復帰者の家族に対する偏見・差別の目
は、学校という集団生活の場においては、よりいっそ
う過酷なものでした。熊本にあるハンセン病療養所

にゅう しょ しゃ しゃ かい ふつ き しゃ
入所者・社会復帰者の家族に対する
偏見や差別の問題は、つい最近まで
その重大性が認識されてこなかったんだ

りょう よう じょ にゅう しょ しゃ しゃ かい ふつ き しゃ
平成28年（2016年）、療養所入所者・社会復帰者
の家族568名が、熊本地裁に対し、隔離政策により、
ハンセン病患者だけでなく、その家族も偏見や差別
の対象とされたとして損害賠償を求める裁判を起
しました。令和元年（2019年）、熊本地裁で原告勝
訴の判決が下されました。国はこの判決を重く受け
止めるとともに、この問題をできる限り早期に解決
するため、原告の主張を受け入れ、控訴をしません
でした。その後、国は、入所者・社会復帰者の家族に
謝罪するとともに、入所者・社会復帰者の家族に対
する補償を行う法律を作り、家族の名誉回復や入
所者・社会復帰者やその家族が置かれていた境遇
を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発の
強化に取り組むことを約束しました。

ふ ぞく ほ いく しょ たつ た りょう く こ
に付属する保育所「龍田寮」で暮らす子どもたちが、
じ もと しょう がつ こう ねん せい にゅう がく
地元の小学校の1年生として入学しようとすると、P
TAから入学反対運動が起き、龍田寮の子を入学さ
せるなら、我が子は登校させないという運動にまで
はつ てん たつ た りょう じ けん
発展しました（龍田寮事件（1954年））。

こ の ほか に も 、 家族 が 学校 で いじめ られ 、 孤立 さ せら
れい ほう こく
れた 例 が 数多く 報告 さ れています。

にゅう しょ しゃ しゃ かい ふつ き しゃ
入所者・社会復帰者の家族としての
く の う かく はな
苦悩を隠さず話せるようになるために、
自 分 に 何 が で き る か 考 え て み よう

もん だい けい は つ か つ ど う
国はこれまでハンセン病問題の啓発活動に取り組
くま もと ち さい うつた お
んできましたが、熊本地裁に対して訴えを起こした
ほん みょう こ う ひょう げん こく すう
時に本名を公表することができた原告はほんの数
めい い じょう げん こく とく めい さい ほん お
名で、500名以上の原告は匿名で裁判を起こしました。
くま もと ち さい はん けつ こ にゅう しょ しゃ しゃ かい ふつ き しゃ
熊本地裁判決後も、入所者・社会復帰者である
家族がいることを周囲に打ち明けることができる人
は多くありません。家族の存在や病歴を隠すことで
何とか手にした平穏な暮らしが、家族の存在や病歴
あき そん ざい びよ う れき かく
を明らかにすることによって、また脅かされるかもしれません。
おお そん ざい びよ う れき
入所者・社会復帰者の家族は今もなお、社会に残る偏見や差別をおそれて生きています。入所
のこ へん けん さ べつ にゅう しょ
者・社会復帰者の家族がこれまで経験した苦悩を隠
さず話せるようになるために、自分たちに何ができる
のかを考えてみましょう。

～ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族の声～



「いつも、一人ぼっちでした。」

はら だ のぶ こ
原田 信子 さん

私が7歳の時、父がハンセン病療養所に強制収容され、母も父に付き添って家を出て行きました。

一人家に残っていた私の目の前で、雪が降ったかのように真っ白になるまで自宅を消毒されました。

その光景は脳裏に焼き付いて、トラウマのように今も忘れられません。

その日から、生活はガラリと変わりました。近所の人からは白い目で見られるようになり、学校でも仲間はずれにされました。掃除の時も、同じバケツで雑巾を洗わせてもらえず、「おまえが触るとうつる。」と言われ、雑巾を投げられました。

いつも、一人ぼっちでした。私は、母を早く楽にしてあげたい一心で17歳の時に結婚しました。しかし、夫は、「あんな病気の親からもらってやったのに。」と言って、お酒を飲んではひどい暴力をふるうようになりました。私は、「こんなに辛い目にあうのは父のせいだ。」と、父を恨みました。父は、平成13年、ハンセン病療養所で亡くなりました。

父とは、最後まで、親子らしい関係を作ることはできませんでした。



「母との20センチの壁」

おく はる み
奥 晴海 さん

4歳の時、私はハンセン病患者であった両親から引き離され、療養所の付属保育所である「龍田寮」に入れられました。小学校2年生の夏には、「龍田寮事件」によって保育所が閉鎖され、親戚の家に預けられました。学校の長い休みの度、険しい山道をたどってハンセン病療養所に忍び込み、母の部屋で何日も過ごしました。しかしそれは、母が恋しかったからではなく、そこに行けば食べ物があつてひもじい思いをしなくて済んだからでした。保育所で母が恐い病気だと教え込まれていた私は、母との間に必ず20センチの壁を作りました。一緒に布団に寝ていても、体を強ばらせて20センチ以上の距離を保っていました。

母は、らい予防法が廃止された平成8年6月28日に亡くなりました。

最後の2か月は奄美和光園に泊まり込んで母を看取りましたが、最後の最後まで母の身体を優しくなでたりさすったりしてやることさえできませんでした。



「何が正しいか、自分で考えて。」

ふあんくあんなむ
黄光男 さん

私が1歳の時、母がハンセン病を発病しました。ハンセン病療養所への入所について母を説得するため、自治体の職員が頻繁に自宅に来ていたのを後に知りました。当初、母は入所を拒んでいましたが、通っていた銭湯から入浴を拒否されたことや自治体の職員から家を消毒されたことをきっかけに、療養所に入所しました。

私は、母が療養所に入所した日に、育児院へ預けられ、両親の愛情を受けられずに育ちました。1歳の私を手離す時、母は泣き叫んだそうです。私のように、親や子どもも、きょうだいと引き離された家族が沢山いました。

国は、この隔離政策とこれを認めたらい予防法を継続し、入所者・社会復帰者やその家族に苦痛や苦難を与え続けたことを謝罪しました。国の政策が常に正しいとは限らないのです。何が正しいかを市民一人一人が自分で考えて行動することが大切だと思います。